

農業委員会だより



実りの秋に向けた
冬の第一歩

りんごの木を剪定する橋本さん

地域の後継者

橋本清徳さん(白岩字宮田)

私は、果樹農家を営んでおり、りんごを主作物として栽培しています。また、米、旬の野菜なども家族とともに栽培し、付加価値の高い作物づくりを目指しています。

自分の作った作物をもっと多くの消費者に届けるためには、情報発信の必要性を強く感じています。そのため、農業者の間と日頃から情報交換し勉強を続けています。

今後は、さらに地域と向き合う機会が増えると思いますが、まずは自分の農業経営を大切にしていきたいと思っています。それがあって、はじめて地域貢献、地域活性化のための活動につながるからです。

地域の特色を活かした魅力のある農業を目指し、また、後継者が意欲をもって農業に向き合える環境づくりをしていきたいと思っています。



主な内容

本宮市に意見書を提出	2面
人・農地プランに係るアンケート結果について	2面
農地転用は許可が必要です！	3面
農業者年金で安心・豊かな老後を	3面
農地中間管理事業の活用をご検討ください	4面
全国農業新聞の購読について	4面



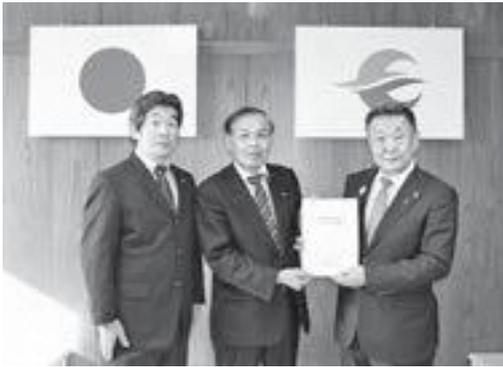
本宮市に意見書を提出

本宮市農業委員会は、令和2年12月1日、「農地等の利用の最適化の推進に関する意見書」を高松市長に提出しました。意見書は、農地や地域農業の課題の解決につなげるため、毎年提出しています。また、意見書に併せて、「農業振興に係る支援及び予算確保等に関する要望」も行いました。

意見書の主な内容は次のとおりです。

農地等の利用の最適化の推進に関する意見

- ① 農業生産基盤の整備推進
- ② 担い手支援策の構築
- ③ 農業後継者の育成・確保
- ④ 人・農地プラン作成の推進強化
- ⑤ 守るべき農地、守れる農地の選択と集中等



意見書を手渡す渡辺会長（右から高松市長、渡辺会長、渡辺会長職務代理者）

人・農地プランに係るアンケート結果について



【主な設問と回答結果】

- アンケート調査対象者
市内に10a以上農地を所有している世帯
- 対象世帯数 2,452世帯
- 回収数 1,729世帯（回収率70.5%）

◎あなたの集落・地域の農業（人と農地）は、放っておくと5年後から10年後にどのようなになっていると思いますか。

- ▶ 「若年の農業者が減少し高齢化が一層進む」 …… 40.2%
- ▶ 「農地が利用されず耕作放棄地が増加する」 …… 39.5%
- ▶ 「地域を支える安定した経営体（個人・法人・集落営農）がない。」 …… 17.4%
- ▶ 「問題ない状態」 …… 2.8%

◎あなたの集落・地域の農業（人と農地）を持続可能なものとするために、今後どのようにしたらよいと思いますか。

- ▶ 「今後、地域の中心となる経営体を創出し、そこに農地を集約したり、青年就農者などが参加していくことが必要」 …… 48.9%
- ▶ 「すでに存在する地域の中心経営体に農地を集約し、そこに青年就農者などが参加していくことが必要」 …… 44.7%
- ▶ 「何もなくてよい」 …… 6.4%

◎後継者の目途はついているか。

- ▶ 「ついでない」 …… 71%
- ▶ 「ついでいる」 …… 29%

本宮市農業委員会では、令和元年11月から令和2年3月まで「人・農地プランに係るアンケート」を実施しました。

当アンケートは、農業者が、自分自身の農業や地域農業の将来をどのようにしていくべきと考えているかを調査したものです。

アンケート結果は、ホームページ等で公表し、農業者へ配付するとともに、集落での話し合いなど今後の当会事業に活かしていく予定です。

皆様のご協力、誠にありがとうございました。

農地転用は許可が必要です！

～農地の無断転用は違反となります！～

◎農地転用の手続き

農地を農地以外のものにする場合や、権利の移動をする場合には、農業委員会の許可が必要になります。

農地転用する場合、農地法第4条（自分の農地を転用する場合）もしくは農地法第5条（第三者が買う、もしくは借りた農地を転用する場合）により、許可申請をしていただくこととなります。

ただし、周辺の農業環境に支障をきたす場合など、農地の状況によって転用許可できない場合もあります。

農地転用を計画される際は、申請前に必ず農業委員会にご相談ください。

◎許可を受けずに転用してはいけません

農地転用を受けずに無断で農地を転用した場合や、事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、工事の中止や原状回復などの命令がなされる場合があります。

●違反転用の罰則について

違反転用や原状回復命令違反については、以下の罰則の適用もあります。

- ・個人には、3年以下の懲役または300万円以下の罰金
- ・法人には、1億円以下の罰金（農地法第64条、67条）



農業者年金で安心・豊かな老後を

～備えあれば憂いなし 農業者年金は一生涯です～

農業者年金は、国民年金に上乗せできる農業者のための公的な年金です。

- 農業者年金は一生涯です。農業に従事する方の老後をサポートします。

国民年金 + **農業者年金**



- こんな方が加入できます。

- ①国民年金第1号被保険者
- ②年間60日以上農業に従事している方
- ③20歳以上60歳未満の方

- 積立方式**だから自分がかけた金額は、年金として生涯もらえます。

（仮に80歳前に亡くなった場合でも、80歳までに受け取れるはずだった死亡一時金が遺族に支給されます。） ※経営移譲の必要はありません。

- 保険料は自分で選べて、いつでも見直せます。

月々 **2万円** から **6万7千円** まで

- 支払った保険料は、**全額社会保険料控除**となり、所得税や住民税等の節税になります。

- 条件を満たせば、政策支援（保険料の国庫補助）が受けられます。

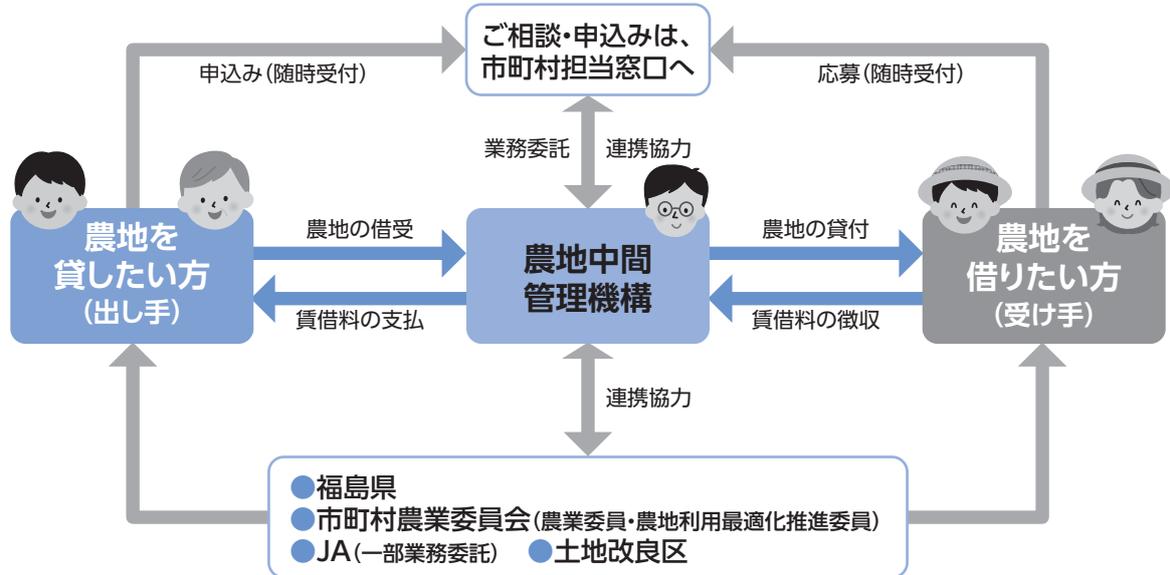
例）認定農業者等で青色申告をしており、かつ35歳未満の人は10,000円（5割）補助

詳しくは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

農地中間管理事業の活用をご検討ください

農地中間管理事業は、農地を貸したい人と借りたい人の間を福島県農業振興公社（農地中間管理機構）が貸し借りを仲介し、分散している農地の集積・集約化を進め、農地利用の効率化を図る制度です。

農地中間管理事業の仕組み



※農用地等の諸条件、地域の受け手の状況によっては、農用地を借受けできない場合もあります。

詳しくは、農業委員会事務局（TEL24-5387）までお問い合わせください。



月4回／金曜日発行
月額700円

農業経営と暮らしに役立つ情報を 農業者の視点でお伝えします。

全国農業新聞は、農業委員会ネットワークが発行する週刊の農業総合専門誌です。お申し込みは、お近くの農業委員・農地利用最適化推進委員または農業委員会事務局までお問い合わせください。

編集後記

新たに令和3年を迎えましたが、昨年同様コロナ禍の状態が続いています。

日常的なマスクの着用や人との距離を保つ習慣など、私たちの暮らしが大きく変化しました。

しかし、生活様式の変化の中でも、農業が人の暮らしの根幹を支える役割を担うことには変わりありません。

農地問題の解決と地域農業の振興のため、刻々と変わる社会情勢をふまえながら、今後も農業委員会の役割をしっかりと果たしていきたいと思えます。

広報編集委員

渡辺謙輔 伊藤隆一

石橋広基 渡辺善幸